

とめ 法人会 NEWS

令和2年2月20日発行

第91号

中田町・石ノ森章太郎ふるさと記念館

令和元年12月1日(日)から12月25日(水)の17:00~22:00まで点灯されたイルミネーション。
冬の風物詩として多くの方々が訪れました。

目次

- P.1 中田町・石ノ森章太郎ふるさと記念館
- P.2 佐沼税務署からのお知らせ
- P.3 宮城県税事務所からのお知らせ
- P.4~5 働き方改革の
2大うねりにどう対応する?!
- P.6~8 法人会トピックス、会員企業リレー

国税電子申告・納税システム

e-Tax

電子申告で
効率UP!

国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで
行えます。

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出した預貯金口座から、簡単な操作で
即時又は期日を指定して納付することができます。 ※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

e-Taxを利用して所得税の申告を
するとこんなメリットが!

- 添付書類の提出省略
- 還付がスピーディ

法人会 e-Taxサポートセンター
011-833-1111

法人会 | 法人会は会社経営の効率化のために
e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス 検索

税務署からののお知らせ

あなたの確定申告をサポートします！ ～給与所得者の皆様へのお知らせ～

確定申告により「医療費控除」や「寄附金控除（ふるさと納税等）」を受けるには、どのような書類を用意して、どのように申告すればよいのかといった皆様の声から、[国税庁ホームページ](https://www.nta.go.jp) (<https://www.nta.go.jp>) に「[確定申告特集ページ](#)」を開設し、確定申告に関する様々な情報を提供しています。

■確定申告に関する情報を見る

確定申告に関して知りたい情報や必要な情報へすぐにアクセスできます。

■重要なお知らせ

スマートフォンでの申告が更に便利に！

◎ iPhone でも！Android でも！令和2年1月31日
から、スマホとマイナンバーカードで e-Tax！

「国税庁ホームページ」の確定申告書等作成コーナーでは、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、パソコンやスマートフォンで申告書の作成や e-Tax による送信（提出）ができます。

申告手続きには

確定申告書等を税務署へ提出する際は、「マイナンバーの記載」と「本人確認書類の提示又は写しの添付」が必要です。（e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付が不要です。）

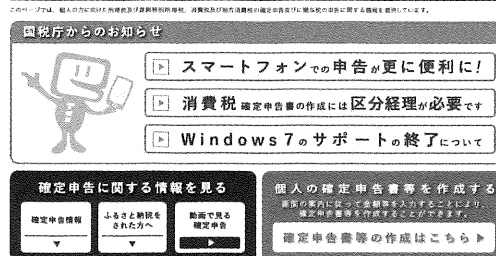
■申告書を作成する「確定申告書等作成コーナー」

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額など自動計算され、申告書等を作成することができます。

特に、e-Tax を利用すると・・・

- ◎ 税務署に行かなくても自宅からネットで作成、提出（送信）できます！
- ◎ 添付書類の提出を省略できます！
- ◎ 確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！
- ◎ ご不明な点は電話で問合せできます！
- ・事前準備、送信方法、エラー解消などの作成コーナーの使い方（ヘルプデスク）
0570-001-5901（祝日等を除く月曜日～金曜日9:00～20:00）
- ・マイナンバーカードをご利用になる場合のICカードリーダーの設定など
0120-95-0178（平日9:30～20:00、土日祝日9:30～17:30）

なお、作成した確定申告書等は印刷して郵送等による提出もできます。



国税庁トップページ | ご利用・ご質問 | 確定申告リンク集 | リンク設定 | サイトマップ

④

自動車税種別割のトラブルが増えております！
～自動車税種別割は4月1日現在の所有者に課税されます～
所有者等の変更登録は3月31日までに済ませましょう！

自動車税種別割は、毎年4月1日（午前0時）現在の車検証に記載の所有者（割賦販売の場合は、使用者）に納めていただく税金です。また、年度途中で他の人に名義変更された場合でも、4月1日現在の所有者の方に1年分の税額を納めていただきます。移転登録を怠りトラブルになることが増えておりますので、移転登録は必ず済ませましょう。

【自動車税種別割・トラブル防止5か条】

- 1 自動車譲り受けた
自動車を友人などから譲り受けたときは、必ず移転の登録をしましょう。
・移転登録を怠ると、いつまでも旧所有者（譲渡者）に自動車税種別割が課税されます。
- 2 手放した自動車の納税通知書が届いた
自動車を譲り渡したり、下取りに出したりするときは、必ず移転の登録をしましょう。
・移転登録が4月以降にされた場合は、旧所有者に課税されます。
- 3 転居した
転居された方は、自動車（車検証）の住所変更の登録をしましょう。
・住民票を移しても車検証の住所は変わりません。
- 4 自動車が壊れて動かなくなった
壊れて動かなくなった場合には、抹消の登録をしましょう。
・抹消登録を怠っているといつまでも自動車税種別割が課税されます。
- 5 納税証明書を紛失した
納税証明書は車検証と一緒に保管しましょう。
・運輸支局において、自動車税種別割の納付の有無を電子的に確認しますので、未納がない場合には、継続検査時に納税証明書の提示を省略できます。
なお、自動車税種別割の納付後直ちに継続検査を受けるような場合には、県から運輸支局へのデータ送信が間に合いませんので、納税証明書の提示が必要となります。納税証明書を紛失し再発行が必要な場合には、最寄りの県税事務所へお尋ねください。

自動車税種別割の納付・証明書に関することは、東部県税事務所登米地域事務所まで。

登米市迫町佐沼字西佐沼150番5号

TEL 0220(22)6114

自動車の登録に関することは、東北運輸局宮城運輸支局まで。

仙台市宮城野区扇町3丁目3番15号

TEL 050(5540)2011

④

「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変わりました

平成31年度の税制改正により、令和元年10月1日から「自動車税」の名称が「自動車税種別割」に変わり、令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自家用乗用車及びキャンピングカーに限り、恒久的に税率が引き下げられました。

なお、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けた自動車については税率の引き下げはありませんので御注意願います。

時間外労働規制 同一労働同一賃金



働き方改革の 2大うねりに どう対応する?!

特定社会保険労務士 小島 信一

本格的に始まる 働き方改革

2019年4月1日から改正労基法が順次施行され、現在、年次有給休暇の5日時季指定制度が中小企業を含めて適用されています。今後、2020年4月から

は中小企業が猶予されていた、残業時間の上限規制が始まり、2021年4月からはパート・有期雇用法の改正に見られる「正規と非正規の格差是正（日本版同一労働・同一賃金）」が始まります。本稿では、これら2つの大改正に対応するための実務対応について、解説いたします。

残業時間の上限規制

労基法は、1週40時間1日8時間を超えて、使用者が労働者を労働させることを認めていません。ただし、労使協定を結べば、一定時間までの残業が認められます。

これまでは、告示において、その上限時間が明示的に定められていたに過ぎませんでしたが、2020年4月1日からは、法律の条文に上限時間が規定されま

時間未滿、2〜6か月平均で月80時間までが、上限となります。

●労働時間の把握を確実に 行う

これからは、労働時間の計測を確実に行うことが重要です。

今は、その訓練時期といえます。タイムカードやICカードのような客観的なツールで正確に把握するとともに、悩ましい時間についても、労使で合意しておくことです。

あいまいさがトラブルの元になります。

労働時間になるのか否かで悩ましいものに、①着替

- ②飲み会の時間、③休日の接待ゴルフ、④出張等異動の時間、⑤掃除やお茶くみの時間、⑥昼休み

の電話当番、⑦勤務開始時間前までの勉強時間、などがあります。これらについての取り扱いをできれば、マニュアルなどにまとめ、労使合意しておくことをお勧めします。

●ムダな仕事（時間）をなくす
今後、必要な仕事とは何か、絞っていくことも重要です。今までの働き方の習慣で、ついつい気を利かせ過ぎて、「念のためやっておこう」などとしていた仕事に時間を取られると、残業時間が膨らみます。最たるものは、会議の時間です。誰も発言しない会議などは廃止し、会議中は事前の準備をしっかりと行い、必要最小限の時間にすべきです。また、部署間で重複している仕事や誰も見ないような書類作成もムダです。1つ1つの仕事の目的を再考し、ムダな仕事は思い切って無くす、などの改革をします。

また、仕事のツールも便利なものがいろいろありますので、効率化できるようなツール（例えばソフトウェアなど）に変えるなどもいいかもしれません。●期待する成果をはっきり示す
日本のコミュニケーション文化は、「行間を読む」

みたいなどころがあつて、上司からの指示内容があいまいなため、せっかくだが仕事を提出したのに、「こんな指示をした覚えはない」などと返され、部下が資料を再作成、などはよく聞く話です。上司は、どういうアウトプットが欲しいのかを明確に伝え、自分の意思を言葉に出して（場合によっては文書で）漏れなく、はっきり伝えます。そうすることで、部下のムダな時間は、削減できます。なお、残業時間の上限規制のためのハンドブックとして、「時間外労働の上限規制 わかりやすい解説」が厚生労働省下記サイトからダウンロードできますので、協定書を作成する場合などに、ご活用下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000463185.pdf>

正規と非正規の格差是正 (日本版同一労働・同一賃金)

2021年4月からは、

パート・有期雇用法の改正が始まります（大企業は、2020年4月からスタート）。

現在では、この見直しに総務や人事の皆さまは奮闘していると思います。

とくに、働き方改革の目玉でもある「日本版同一労働・同一賃金」への対応が困難を極めます。

賃金制度は、各社異なるため、どこに正解を求めたらいいのか、悶々としてしまいます。厚生労働省からは、「パートタイム・有期雇用労働法 対応のための取組手順書」（以下、「手順書」という手引きを出していますので下記サイトが参考になります）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000467476.pdf>

●日本版同一労働・同一賃金とは

パート・有期雇用法が改正され、同じ企業で働く正社員と短時間労働者・有期雇用労働者との間で、基本給・賞与・各種手当などあらゆる処遇について、不合理な差を設けることが禁止されます。

また、事業主は、短時間労働者・有期雇用労働者から、正社員との待遇の違いや、その理由について説明を求められた場合は、説明をしなければなりません。

まずは、自社に、①契約期間に定めのある有期雇用労働者、②通常の正社員より所定労働時間が短い短時間労働者がいるのか、を見極めます。

就業規則や労働契約書で、判断しましょう。

そして、それらのいわゆる非正社員の方と正社員の間に、「差」があるのかを確認します。

よく聞く例として、賞与・退職金は正社員のみ、短時間の方は時間給などですが、これらは「差」があると捉えられます。そして、「差」がある会社は、対応が必要になってきます。

注意点ですが、60歳定年再雇用者を「有期」で雇用している場合、非正規がいますので、「差」について考慮します。

●現状を確認する

対象となる非正規社員について、賃金や福利厚生待遇などに差があれば、書き出して整理します。

手順書に記載例がありませんので、参考にして下さい。

待遇例	違いのある・なし	違いのある理由
賞与	・正社員…○あり ・パート…×なし	パートは、時間給で定型業務しかしていないため、支給していない
通勤手当	・正社員…○あり ・パート…×なし	パートは期間雇用者であり、時間給のため、支給していない

このように、1つ1つの処遇について、現状を「見える化」していきます。ここでの難点は、違いのある理由を説明できないことが多いことです。違いの理由が、総額人件費の削減等である場合、「パートだから」くらいしか理由が出てこないかもしれません。

●待遇が不合理な場合の対応

前述したように、すべての処遇について「違いの理由」を書き出します。

次に、不合理性を判断しますが、不合理性を判断するポイントが「目的・性質」です。

法律の条文にも、「……

当該待遇の性質及び当該待遇を行う目的に照らして適切と認められるものを考慮して不合理と認められる相違を設けてはならない（パート・有期雇用労働法第8条抜粋）」との記載がある通りです。

待遇名	その目的と性質
賞与	賞与査定期間の経営成績に基づき、利益を分配する
通勤手当	会社まで通勤する者に対して交通費を支給する

（注意：これはあくまでも例です。目的・性質は各企業で異なります）

よって、先ほどの表に、それぞれの待遇の目的・性質について、さらに書き出します。

目的・性質を書き出したら、先の違いと照らし合わせて、現状のままの問題ないか、検討します。

上記の例では、賞与は「利益を分配する」ことが目的ですので、パートに支払われないのは問題となります。

通勤手当も同様です。このように、現状の問題点を把握してから、改革に着手します。

上記例では、賞与をパートに支給する場合は、その水準（支払基準や計算式）をどうするのか、について会社内でルールづくりをしていきます。

最終的には、賃金規程の改訂となりますが、そこに落とし込むまで、議論は尽きないと思います。

これらを待遇1つ1つ全てにおいて行うため、膨大な時間を要します。

とくに、基本給と賞与、退職金は重いテーマになりますので、早目に着手することが望まれるでしょう。

以上、これから始まる大改革について述べました。とくに、同一労働・同一賃金につき、該当する企業は準備をスタートして下さい。

法人会トピックス

第十回親と子の税金クイズ大会を開催！ 「税に関する標語」の表彰式も举行

この催しは、佐沼税務署の全面協力を頂き、登米市内の全小学校四年生以上の児童とその家族を募集した大会で、当日は三十四組の親子が参加。また、「第七回税に関する標語の募集」表彰式も举行され、応募五九一点から選ばれた優秀作品五〇点が表彰されました。

クイズ大会は、準備された問題35問に親子一緒になって考え回答する

形式で、税金博士に扮した佐沼税務署山内総務課長には、正解と解説を一同一問丁寧に行って頂きました。

初めは簡単な問題に全員が正解されていましたが、進むに従って迷った問題も多くなり、最後まで勝ち残った五名の児童に「図書券」が贈呈されました。参加された皆さんは、楽しみながら税金の勉強ができた様子でした。



開会挨拶を述べる渡邊法人会長



審査講評
登米市小学校長鈴木会長



税金クイズ大会の回答風景



税の標語・表彰式



マジシャンShinya氏による
マジックショー



国税局長より感謝状贈呈

平成二十年度から「税金」の役割と大切さを教える「租税教育事業」に取り組んでおり、今年度も青年部会・女性部会が市内中学校2校を含む二十校で講師を務めました。

今年度初めて講師を務める部会員もおり、事前に講師養成研修会で留意事項や進め方などを学び臨みました。

授業では、一億円のレプリカや市内にある身近な建物写真を使って、税金が使われているか否かの仕分けをしてもらうなど、子供達に興味を持ってもらえるよう工夫して行っております。

こうした長年の取り組みに対し、仙台国税局長より感謝状が贈呈されることになり、令和元年十一月、佐沼税務署において渡邊会長・大畑青年部会長・浅野女性部会長でいただきました。まいりました。

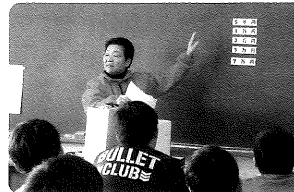
今年度は20校で租税教室を実施！



1/23 新田小学校



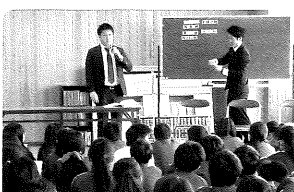
1/16 登米小学校



1/17 南方小学校



12/4 米山東小学校



1/22 佐沼小学校



1/22 北方小学校



12/6 西郷小学校



1/15 上沼小学校

「行動しよう、お客様目線で」 をスローガンに!



《佐沼支部》
迫ホンダ販売 株式会社
代表取締役 森田 峯男 氏

「地域の皆様に支えられ創業109年。これまでもこれからも地域の皆様と共に歩んでいきたい。」と話す迫ホンダ販売株式会社様を訪問しました。

登米市内唯一のホンダ正規ディーラーとして、新車・中古車販売、車検、点検、整備、修理等を行っています。

創業が大正元年で、現社長は、三代目。昭和42年に事業拡張のため現在地に移転し、昭和56年に新社屋をオープン。平成18年には旧建屋と併設してオープンした現社屋は、ショールームに入ると、図書コーナーやキッズコーナーがあり、くつろげる空間でお客様を楽しませてくれます。

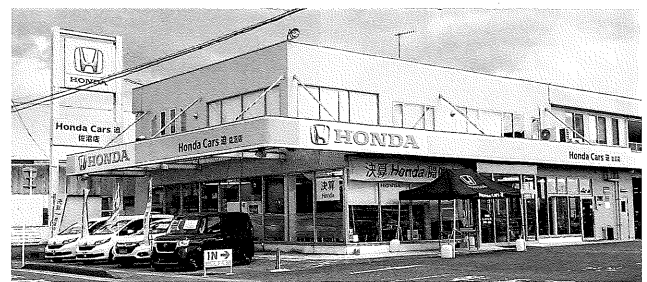
商売は時代の流れと共に大きく変化している。なんでも売れる時代から飽食の時代と言われるように物があふれている。物の時代から精神・心の時代へと変わっている。だからこそ、人の気持ちに寄り添い、お客様の立場にたって物事を考え行動していくよう社員一同努めているのだそう。

毎朝の朝礼では、ラジオ体操で身体を動かすこと

から始める。佐沼夏祭りが近づくとそれが佐沼音頭やおいとこロックに変わり、地域のお祭りには、社員総出で参加をし、盛り上げている。

地域の方々に支えられて今日がある。これからも自分たちができることで、この登米市を盛り上げ、地域に密着した商売を続けていければと、お話しくださいました。

今回の取材へのご協力ありがとうございました。



法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス



市長、議長へ法人会三役・税制正副委員長で提言書を提出

登米市長・議会議長へ 令和2年度税制改要望提言書を提出!

法人会では、全国約80万社の会員の総意をもとに、令和2年度税制改正に関し、政府・政党・関係省庁等に対して建設的な意見を提言し、その実現を強く訴えております。

12月13日、登米法人会でも、「中小企業の活性化に配慮した税制の実現」をめざし取り纏めた「令和2年度税制改正提言書」を熊谷登米市長、及川登米市議会議長にそれぞれ提出し、要望の実現を訴えました。

法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス 法人会トビックス

令和2年度 税制改正スローガン

総論

- 経済の再生と財政健全化を目指し、歳出・歳入の一体的改革を!
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で持続可能な社会保障制度の確立を!

法人税

- 中小企業は日本経済の礎。活力向上のための税制措置拡充を!

事業承継税制

- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を!

令和二年新春講演会

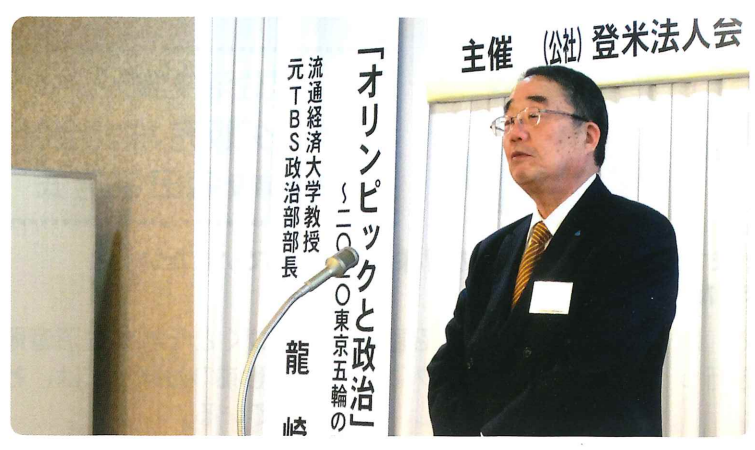
流通経済大学教授 龍崎 孝氏を招く！ 元TBS政治部部长

講師には、流通経済大学教授で元TBS政治部部长の龍崎孝氏を招き、「オリンピックと政治」と題し講演をいただきました。

講演では、オリンピックイヤーとなる今年、衆議院の解散・総選挙はあるのかに焦点を置いた内容で龍崎講師が記者時代に築いた人脈や経験から政界の裏話、今後の予測な

どをお話しされ聴講者も興味津々で聞き入っております。

講演会終了後は、龍崎講師と長年の親交がある小野寺五典衆議院議員も参加し、佐沼税務署長、登米市長をはじめ関係機関等からの来賓を交えた新春懇談会が催されました。



主催者代表挨拶の渡邊光悦登米法人会長



講師の龍崎 孝氏



新春懇談会風景

第91号
法人会 NEWS
発行日 令和2年2月20日
発行人 公益社団法人登米法人会 会長 渡邊 光悦
編集 広報委員会

郵便番号 987-0511
宮城県登米市迫町佐沼字救洗二丁目2番地4
☎ (0220) 22-6617 E-mail : tomequn@net.ne.jp
URL http://www.tome-houjinkai.com/

法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス 法人会トピックス

新型コロナウイルス感染症にご注意ください。

令和元年12月以降、中国湖北省武漢市において新型コロナウイルスに関連した感染症が発生しています。国内でも患者が複数確認されております。

- ◇ 宮城県の相談窓口 ◇
新型コロナウイルス感染症に関する一般電話相談窓口
電話：022-211-3883 / 受付時間：9時～21時
- ◇ 国の相談窓口 ◇
厚生労働省新型コロナウイルス感染症電話相談窓口
電話：0120-565653 (フリーダイヤル) / 受付時間：9時～21時
- ◇ 県民の皆様へ ◇

◇ 国内において、現在、ヒトからヒトへの感染が確認されておりますが、流行が認められている状況ではありません。

◇ 過剰に心配することなく、日頃からの感染症の予防の徹底をお願いします。手洗いや咳エチケットは全ての感染症の基本的な予防策です。

◇ 中国湖北省から帰国した方や、このような方と接触した方で、帰国又は接触から2週間以内に、発熱や咳などの呼吸器症状がある場合には、まずは相談窓口にご相談ください。

宮城県保健福祉部疾病・感染症対策室

南方支部・東和支部で「新春のつどい」開催

南方支部では、支部会員の情報交換の場として、毎年一月「新春懇談会」を開催しています。仕事の話から地域の話し等まで、さまざまな話題を交わりました。



東和支部では、七十七銀行米谷支店長の森正樹氏を講師に「現在の景気動向と今後の東和地区の発展方策について」のお話をいただき、その後は、交流会で大いに語り合いました。



法人税確定申告書を提出する際、この会員シールを切り取って「別表一」の下の欄中央に貼付して提出して下さい